

旧	新
第1節 計画の目的及び概要 (略) 第2 計画の位置づけ この計画は、本町の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、防災基本計画、秋田県地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等との整合を有するものである。なお、他の法令に基づいて作成する「五城目町消防計画」・「五城目町水防計画」などとも十分整合を図るものとする。 また、この計画の実施細目（各種マニュアル・計画など）は、町をはじめとする防災関係機関が別途定めるものとする。 (略) 第5 計画の推進 大地震などの大規模災害においては、本町全域が被災地となる可能性がある。この場合、町や防災関係機関等による「公助」だけでは、応急・復旧対策が速やかに各所で行なわれないことは明らかであり、自分の命・安全・財産は自らが守るという「自助」を基本にしながら、子どもや高齢者、要配慮者など災害に弱い立場の方々をも含めた地域を、地域の力で守るという「共助」の考え方も含めて、行動する必要がある。 そのため、五城目町では、これらの「自助：住民・事業所」、「共助：町内会・自主防災組織等」、「公助：町・防災関係機関等」の三者がそれぞれの性質と、役割に応じて行動することにより計画を推進する。 また、町はこれらの「自助」「共助」が災害時に機能するよう、平時より住民の防災意識の高揚と、家屋の耐震化率の向上や家具固定などのハード整備、コミュニティ力の向上や組織力の強化などのソフト整備が進むよう、取り組みを実施する。 (略)	(※本新旧対照表では、簡易な語句の修正などは省略しています。) 第1節 計画の目的及び概要 (略) 第2 計画の位置づけ この計画は、本町の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、防災基本計画、秋田県地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等との整合を有するものである。なお、他の法令に基づいて作成する<u>関連計画の</u>「五城目町消防計画」、<u>「五城目町水防計画」</u><u>や、強靱化に関する「五城目町国土強靱化地域計画」</u>などとも十分整合を図るものとする。 また、この計画の実施細目（各種マニュアル・計画など）は、町をはじめとする防災関係機関が別途定めるものとする。 (略) 第5 計画の推進 大地震などの大規模災害においては、本町全域が被災地となる可能性がある。この場合、町や防災関係機関等による「公助」だけでは、応急・復旧対策が速やかに各所で行なわれないことは明らかであり、自分の命・安全・財産は自らが守るという「自助」を基本にしながら、子どもや高齢者、要配慮者など災害に弱い立場の方々をも含めた地域を、地域の力で守るという「共助」の考え方も含めて、行動する必要がある。 そのため、五城目町では、これらの「自助：住民・事業所」、「共助：町内会・自主防災組織等」、「公助：町・防災関係機関等」の三者がそれぞれの性質と、役割に応じて行動することにより計画を推進する。 また、町はこれらの「自助」「共助」が災害時に機能するよう、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解促進等、</u><u>平時からの</u>住民の防災意識の高揚と、家屋の耐震化率の向上や家具固定などのハード整備、コミュニティ力の向上や組織力の強化などのソフト整備<u>を推進するとともに、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。</u>加えて、町、県及び防災関係機関等は、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修の実施に努める。このほか、最新の科学的知見を総動員し、<u>起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</u> <u>また、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場における多様な視点からの対応を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、国土強靱化の観点も踏まえながら、各種防災対策の充実に努める。</u>加えて、感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。 さらに、市は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備や災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努めるものとする。 (略)

旧	新
第2節 防災に関する調査研究の推進 防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成、生活様式などを基礎データとし、住民の協力や研究機関等と連携しながら科学的根拠に基づいて実施する。 本町のような小規模な自治体では、単独でこれらの調査研究を実施することは、経費と技術面等で厳しいことから、県が研究機関等と連携して得られた調査結果を基礎資料として活用するとともに、これを五城目町地域防災計画に反映させるものとする。 第3節 防災に関する組織及び実施責任 (略) 第2 実施責任 (略) 2. 町民、町内会、自主防災組織及び事業所の役割 町民、町内会、自主防災組織及び事業所は、「自助」、「共助」、「公助」が連携して広域的災害や大規模災害に備え、自発的な防災活動を実施するよう努める。 ①町民に期待する役割 町民は、「自らの命・安全・財産を自ら守る」という「自助」の視点から、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 ア 平常時 (i) 防災に関する知識の習得 (ii) 地域の危険箇所等の把握と認識 (iii) 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策 (iv) ブロック塀等の改修 (v) 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 (vi) 避難場所及び避難路の確認 (vii) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 (viii) 医薬品等の備蓄 (ix) 各種防災訓練への参加 (x) 積雪時における除雪の励行 (略) ③事業所に期待する役割 事業所は、従業員及び利用者等の安全を確保する「自助」の視点、地域の防災活動への積極的な協力を行う「共助」の視点から、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 (略) 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2節 防災に関する調査研究の推進 防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成、生活様式などを基礎データとし、住民の協力や研究機関等と連携しながら科学的根拠に基づいて実施する。 本町のような小規模な自治体では、単独でこれらの調査研究を実施することは、経費と技術面等で厳しい。<u>そのため</u>、県が研究機関等と連携して得られた調査結果を基礎資料として活用する<u>ことを基本とするが、町が被災を受けた場合は災害の様相分析を行い、対策検討に活かす</u>とともに、これを五城目町地域防災計画に反映させるものとする。 第3節 防災に関する組織及び実施責任 (略) 第2 実施責任 (略) 2. 町民、町内会、自主防災組織及び事業所の役割 町民、町内会、自主防災組織、事業所<u>及び NPO 等の関係機関</u>は、「自助」、「共助」、「公助」が連携して広域的災害や大規模災害に備え、自発的な防災活動を実施するよう努める。 ①町民に期待する役割 町民は、「自らの命・安全・財産を自ら守る」という「自助」の視点から、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 ア 平常時 (i) 防災<u>及び事前防災行動計画（マイ・タイムライン）</u>に関する知識の習得 (ii) 地域の危険箇所等の把握と認識 (iii) 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策 (iv) ブロック塀等の改修 (v) 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 (vi) 避難場所及び避難路の確認 (vii) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 (viii) 医薬品等の備蓄 (ix) 各種防災訓練への参加 (x) 積雪時における除雪の励行 (略) ③事業所に期待する役割 事業所<u>及び NPO 等の関係機関</u>は、従業員及び利用者等の安全を確保する「自助」の視点、地域の防災活動への積極的な協力を行う「共助」の視点から、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 (略) 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)

